平成２４年（フ）第８６２号
東京都福生市大字福生2353番地６エクセル森田202号室
債務者　盛田　絵里（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４９７号
横浜市港南区下永谷３丁目19番23号
債務者　青柳　恭子（旧姓牧野・中野）
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５９５号
神奈川県藤沢市弥勒寺１丁目６番24号
債務者　青木　理加
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６００号
横浜市金沢区並木２丁目１番９―301号
債務者　鹿島　　治
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６５０号
神奈川県藤沢市大庭5569番地の４　メゾンアミ湘南203
債務者　大竹壽美雄
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７２５号
横浜市瀬谷区本郷１丁目54番地１　レジデンス青木Ｂ202
債務者　佐川　真弓
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７３３号
横浜市南区永田みなみ台２番８―108号
債務者　須藤　勝悦
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２２９８号
札幌市中央区北３条東７丁目343番地の２
破産者　北海管材株式会社
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５４号
札幌市清田区清田６条２丁目６番９号
破産者　株式会社北榮ルーフ工業
1　決定年月日　平成24年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０６号
岡山県倉敷市児島小川町4188番地２
破産者　久保　悦子
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２号
愛媛県八幡浜市162番地
破産者　有限会社中井商会
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第５０２号
長崎県長崎市小江町1987番地
破産者　株式会社渕製作所
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1977番地
破産者　有限会社モデルブルー
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２１０号
相模原市中央区東淵野辺４丁目12番23号
破産者　有限会社吉幸建設
1　決定年月日　平成24年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第２９号
福島県白河市大信増見字仲居16番地１
破産者　有限会社熊田商会
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
神奈川県中郡大磯町国府新宿747番地10
破産者　有限会社グローバルワン
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３４号
愛知県みよし市三好町天王80番地１
破産者　セントラルサポート株式会社
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
愛知県豊橋市藤沢町75番地の２
破産者　株式会社サンテン
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３３６号
愛知県豊橋市藤沢町101番地
破産者　株式会社天成製薬
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１８５１号
京都府八幡市戸津蜻蛉尻26―１、商業登記簿上の本店所在地京都市伏見区中島堀端町58番地
破産者　建昇株式会社
1　決定年月日　平成24年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係